

歩みゆく高萩市と飯能市

高萩市と埼玉県飯能市とは、平成15年11月1日に友好都市の盟約を結びました。以来、10年の間に、文化、スポーツなど広い分野で交流を図ってきました。中でも平成23年の東日本大震災の際には、飯能市からいち早く支援の申し入れがあり、両市の関係はさらに強く結びあつたものとなりました。

高萩市と飯能市が盟約を締結することになったきっかけは、かつての松岡藩主である徳川家附家老の中山氏が飯能市の出身であるという歴史的なつながりによるものです。



海岸アートプロジェクトに参加した飯能市民



高萩まつりに飯能市民が参加



就将館の看板は西川材で有名な飯能市から寄贈されたものです

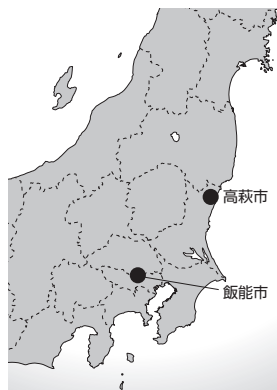


中山公兜杯争奪戦 スポーツ少年団が交互に行き来をして交流



飯能市の紹介

飯能市は埼玉県の南西部に位置し、市域の約76パーセントを森林が占めています。古くは林業と織物のまちとして栄えましたが、都心から良好な交通アクセスから昭和40年代から宅地化や高校や大学、工場などの立地が進み、首都圏の近郊住宅都市として変化をみせました。緑と清流という自然に恵まれた飯能市は、古くから豊かな森林と人との共生によって、文化・歴史、産業が育まれてきました。こうしたことを背景に、平成17年4月1日に「森林文化都市」を宣言し、自然と都市機能が調和した、暮らしやすい都市を目指したまちづくりに取り組んでいます。



Q どうして高萩市は飯能市と友好都市を結んでいるの？

A 飯能市出身の中山氏が松岡を中心にして治めていたことがきっかけになりました。10年前の平成15年11月1日に両市は友好都市の盟約を締結しました。

Q 飯能市ってどんなまち？

A 飯能市は埼玉県にある都市で、天覧山や顔振峠、名栗湖など自然が豊かな土地です。また、竹寺や智観寺など歴史的な建築物が数多くあります。

Q 飯能市と高萩市はお互いにどんなことをしているの？

A 毎年飯能まつりや高萩まつりで市民同士の交流をしています。また、両市のスポーツ少年団は中山公兜杯争奪戦を行い、開催から今年で8年目となります。東日本大震災の際にはいち早く救援物資を届けていただき、支援のために飯能市役所の職員3名を派遣していただきました。それ以降も数多くの災害支援をいただいています。

震災でさらに絆が強固に

東日本大震災では、飯能市からもっとも早く、職員の派遣や支援物資などの提供の申し入れがありました。さらに飯能市や市民各層から多額の義援金等が寄せられているところです。

今回の震災の経験を踏まえ、高萩市と飯能市は、災害時の相互応援協定を拡充し、情報提供や避難者の受け入れ等を含めました。今後、この協定による支援活動が実際に行われる災害が起こらないことを望みますが、相互の協力体制を確認し合い、さまざまな災害に対応できるように準備体制を整えていくことで、これからもますます両市の友好関係が深まり、未永く続いていくと考えています。

飯能市		高萩市
81,293人	人口 (H25.10.1)	29,815人
33,221世帯	世帯数 (H25.10.1)	11,675世帯
ツツジ スギ ウグイス	市花 市木 市鳥	ハギ マツ キジ
14.7℃	平均気温 (H20～24)	13.3℃
1537.3mm	年間降水量平均 (H20～24)	1499.2mm

郷土の英傑中山氏

中山氏のはじまりは武蔵国の「武蔵七党」と呼ばれる武士団にあります。七党の中のひとつである中山氏は中山（現在は飯能市）に居を構えていました。天正18年（1590）に中山信吉が徳川家康に仕え、後に水戸藩附家老となったこともあり、その子孫は松岡（現在は高萩市）を治めました。



画 中村光夫氏

市税の納め忘れはありませんか？

もしあなたが市税などを滞納してしまうと…

「納め忘れた」「納められない」「納めたくない」…では市税を納めないとどうなるのでしょうか？納期限を過ぎると延滞金が加算され、貴重な財産（預貯金・不動産・給与など）が差押えられることもあります。

●問合せ 税務課納税推進グループ ☎23-2115

税金は最優先！！

●こんなお話しをよく聞きます。

①借金・ローン等があるから納税できない

⇒借金等は個人が作るものです。法律によって、税金はすべての債務（借金含む）に優先すると定められております。納付がない方に対して行政機関には処分する権限が与えられています。

②延滞金の額が高すぎるのでは？

⇒延滞金は、地方税法で徴収しなければならないものと定められ、年率14.6%で計算されます。納期内納付をされた方のためにも延滞金を徴収します。

便利な納税方法

●コンビニ納付

バーコードが印刷された納税通知書（年度の最初に送り届けられるもの）を、コンビニエンスストアにお持ちいただき、現金にて納付してください。コンビニエンスストアの営業時間であれば、土日や夜間も納付ができます。

●口座振替納付

一度お申し込みいただければ、指定したご本人の口座から自動的に納税されます。口座振替手続は、市内の金融機関の窓口が税務課の窓口でお申し込みいただけます。口座番号のわかるものと通帳の届出印、最新の納税通知書をご持参ください。

●市民サービスコーナー

休日の窓口納付を希望される人は、日曜日（年末、年始を除く）の市民サービスコーナー（仮設庁舎A棟2階税務課窓口）をご利用ください。

全国の市町村では地方税（固定資産税・住民税・軽自動車税など）の滞納者に対して、ますます厳しい滞納処分をせざるを得ない状況です。

地方税法には「納税者が督促状を受け、完納されない場合、市町村徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならぬ」と明記されています。滞

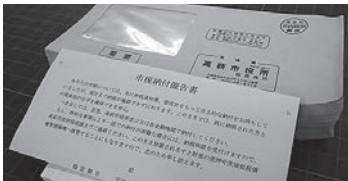
納状態を放置すると滞納者の意思に関係なく、本税以外に督促料・延滞金を含めた滞納税額を強制徴収されることになっていきます。この結果、滞納者は経済的な不利益と社会的な信用を失い、市としても本来必要としない、滞納整理に伴う調査経費や調査時間を費やすことになっていきます。

税金を納めなからず放置する心損するばかり

公平な納税のため

納税は、教育・労働とともに国民の三大義務の一つであり、滞納となっている税を放置しておくことは、納期限内に税をきちんと納付していただいている大部分の善良な納税義務者との公平性を欠くこととなります。また、市町村の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになりかねません。

このことから本市では、納付できるのに納付しない悪質な滞納者に対して滞納処分を強化しています。



滞納者に対する文書催告準備



自家用車の差押処分

市では、やむを得ない理由で一時的に税金の納付が困難な人と悪質な滞納者を見極め、財産調査（預金調査・不動産所有状況調査・勤務先へ給与支給状況調査等）を行っております。悪質な滞納者に対しては、財産が見えられた場合、預貯金などの金銭は取立し、不動産や自動車などについては、公売（売却）により換価

滞納をそのまま放置する心損

市税に充てるといふ差押処分を行っておりです。

今後、悪質な滞納者には毅然とした態度で対応・滞納処分を執行し、一層の滞納整理に力を注ぎます。

滞納処分は法律に基づく強制処分です

督促発付



地方税法第329条、第371条、第457条 他
納期限までに市税などが完納されない場合は、督促状を発しなければなりません。

財産調査



国税徴収法第141条～146条
滞納処分のため必要があるときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者などに対し、質問及び検査、捜索をすることができます。

財産差押



国税徴収法第47条・地方税法第331条 他
督促状を発した日から10日を経過した日までに、納税者が滞納となっている市税などを完納しないときは、その財産を差押えなければなりません。

換価



国税徴収法第67条・第94条
差押えた金銭債権は取り立てを行い、不動産などの公売は入札またはせり売りにより行います。

配当



国税徴収法第129条
換価代金を差押えにかかる市税などへ配当します。

完納

事情がある方は・・・

失業や災害などやむを得ない理由で一時的に納められない事情のある方につきましては、納税相談をしております。しかし、虚偽の申出や納付計画が不履行になった場合は、強制徴収の対象となります。



納税相談の様子